

平成 27 年 1 月 6 日

※本リリースは「文部科学記者会」「永田クラブ」「体協記者クラブ」に配布しております

報道機関各位

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

契約手続等の会計処理に関する会計検査院指摘について

日本スポーツ振興センター（J S C : JAPAN SPORT COUNCIL）は、契約手続等の会計処理に関する不適切な処理を、会計検査院の検査報告において指摘を受けました。

独立行政法人の会計処理においては、関係法令及びセンターの諸規則等を遵守して処理を行うことが大原則であり、このたびの事態については、大変厳粛に受け止めております。関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

本件に関しましては、既に改善に向けて再発防止策を進めておりますが、今回の指摘を真摯に受け止め、かかる事態を二度と招くことがないように、役職員一同、業務の改善に取り組んでまいります。

1 検査報告における指摘について

平成 24 年度から平成 26 年度における会計処理において、規則等に定められた契約手続を経ることなく契約に係る業務を実施させていたり、当該手続を経て確定した契約書に基づくことなく支払を行っていたりなどしていたものです。

（該当案件：47 契約、契約金額計 4,939,856,495 円（平成 24 年 4 月～26 年 12 月）※内訳別紙）

(1) 契約事務等の概要

センター会計規則において、契約担当役（理事長）は、競争により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書の作成を省略できる場合を除き、契約上の紛争や疑義による不測の損害が生じることを防止するなどのために、契約の目的、契約金額、履行期限等の事項を記載した契約書を作成しなければならず、契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとしています。

また、支払等の取引は、全て伝票によって処理しなければならないこととしており、伝票は、契約書、請求書その他の証拠書類に基づいて作成しなければならないとしています。

さらに、建設業法によれば、契約の締結に際して工事内容、請負代金の額、工事完成の時期等の事項を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないこととされており、これらの事項を変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないこととされています。

(2) 検査の結果

センターにおいては、一般競争入札の落札者又は随意契約の相手方を決定した上で、契約書を作成し、これに記載した契約締結日と同日付けで契約担当役が記名押印して契約を締結したとしていました。

しかし、次のような事態が見受けられました。

① 契約事務について

47 契約、4,939,856,495 円については、契約担当役による実際の記名押印が、契約書上の契約締結日からおよそ 1 か月から 9 か月を経過した日に行われており、会計規則に定められた契約手

続を経ることなく契約に係る業務を実施させていました。

そして、47 契約のうち 18 契約、391,423,155 円については、契約担当役による実際の記名押印が、契約の履行期間を経過して業務が完了した後に行われていました。

さらに、18 契約のうち 1 契約、98,419,650 円については、建設工事の請負契約に係る工事内容の変更に伴い締結した変更契約において、契約担当役による実際の記名押印が工事完了後に行われており、建設業法に違反していました。

②出納事務について

前記 47 契約に係る出納事務の状況を確認したところ、4 契約、140,682,189 円のうち 116,582,010 円について、契約担当役による記名押印が行われていないのに、伝票を作成して支払を行っており、会計規則に定めた契約手続を経て確定した契約書に基づくものとはなっていませんでした。

2 発生の原因について

このたびの事案の発生の原因は、主に下記によるものと認識しています。

- (1) 会計手続（契約・出納事務）におけるチェック体制及びスケジュール等の管理体制に不備があったこと
- (2) センター内において、規則等を遵守して適正な会計処理を行うことについての意識徹底及び風土醸成が欠けていたこと

3 改善への取組について

今後、下記に関する改善策を速やかに決定・実施することで、万全を期すことといたします。

(1) 再発防止の仕組みの構築（契約等の手続における相互牽制体制確立・内部監査強化等）

①事業担当部署から契約担当部署への事前付議（スケジュール管理）の徹底

- ・契約手続については、役員会決定に基づき、事業開始日を勘案してスケジュール管理を行うなど適時・適切な契約手続を実施することを徹底。【実施済】
- ・役員会決定に基づき、確実な事前付議のための環境整備として、「契約予定案件リスト」を作成し、当該リストに基づきスケジュール管理を徹底する体制を整備。【実施済】
- ・上記の取組を確実に実施すると共に、改めて事業担当部署から契約担当部署への事前付議を徹底する手続を明確化。

②公印押印手続におけるチェックの徹底

- ・契約書等への理事長（契約担当役）印の押印に係る公印管理部署による日付の確認を徹底する手続を明確化。

③出納手続における内部牽制の確立（チェックの徹底）

- ・適切な手続を経た案件のみが支払われるよう、契約担当部署等と出納担当部署との内部牽制を徹底する手続を明確化。

④センターにおけるコンプライアンスの推進

- ・センターにおいて「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス推進責任者（各部長等）・推進部署（管理部）の明確化、役職員の責務等の明確化を実施。【実施済】
- ・センターにおけるコンプライアンスの確実な実施を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置。

⑤内部監査機能の強化

- ・監事監査と併せて内部監査部門によって契約事務及び出納事務に関する調査を実施し、今回の事案の発生要因及び改善を要する事項を明確化。【実施済】
- ・役員会決定に基づき、契約手続全体のプロセスについて、内部監査部署において定例監査を実施。

具体的には、内部監査部署があらかじめ契約締結に係る決裁文書の回付を受けてリアルタイムなチェックを実施し、また月例で契約監査を実施し、契約に係る決裁・契約締結の状況を常時確認。

(2) 役職員の意識・教育の徹底（全役職員を対象とした研修等による徹底）

①グループウェア等による周知徹底

- ・役員会決定に基づき、「契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。」としていることを改めて認識する旨を、グループウェア等により周知。【実施済】

②説明会の実施

- ・全役職員を対象とした説明会を早急に実施し、改めて役職員の意識醸成と改善取組を徹底。

③役職員研修の実施

- ・決裁・契約手続をはじめとしたコンプライアンスの徹底について、外部講師を活用した役員対象の研修を実施。

④定期的な注意喚起の発信

- ・決裁・契約手続等の適正な実施に関する定期的な注意喚起の発信を継続的に実施。

4 責任の明確化

今般の指摘をふまえ、本件に関する役職者の責任を明確化すべく、処分・処置を実施いたします。

以上

《お問合せ先》

独立行政法人日本スポーツ振興センター
(JAPAN SPORT COUNCIL)
広報室 豊田・熊谷
〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35
TEL:03-5410-9121 FAX:03-5410-9173